

Member Circular 11/2018

堪航性の継続的保証

こちらは、英文記事「[Continuing warranty of seaworthiness](#)」（2018年10月）の和訳です。

Gard は、航海の全期間にわたる堪航性の継続的保証の提供を船主に求める契約条件が、契約相手方との間でメンバーに提示される場合があることを認識しています。この場合、そうした保証が P&I のてん補を損なうおそれがあることから、メンバーの皆様には、契約の締結に先立ち、注意を払っていただきますようお願いいたします。

貨物の保険カバーは、メンバーがヘーグ・ヴィスビー・ルール（HVR）よりも好ましくない条件で契約していないことを条件とします。HVR 第 III 条第 1 項では、運送人は、航海の開始前および航海の開始の時点において、以下につき、相当の注意を払わなければならない旨が定められています。

- 船舶の堪航性を保つこと。
- 船舶の乗組員を適切に配置し、設備および備品を適切に備えること。
- 船倉、冷凍冷蔵区画および貨物を輸送するその他のすべての船上区画を、貨物の受入れ、輸送、保管が適切かつ安全に行える状態にすること。

HVR において「相当の注意を払う」とは、船舶が予定されている航海に適したものとなるように、あらゆる合理的な対策を講じることをいいます。運送人は、堪航性について絶対的な保証を与える義務は負っておらず、船舶は、航海の開始時に限り堪航性を必要としています。

運送人が航海の開始前と開始時に船舶の堪航性を確保するべく相当の注意を払わなかったことが原因で貨物の滅失が生じたことを荷主が証明することができた場合、生じた損失は、クラブのてん補範囲内になります。しかしながら、航行中の何らかの事由によって船舶の堪航性が損なわれたためにその損失が生じたことが証明された場合には、第 III 条第 1 項の「相当の注意」のテストが満たされたことを前提として、運送人は HVR 第 III 条第 1 項に基づく貨物の利害関係人に対する責任を負わないこととなります。

航海中における堪航性の継続的な保証によってその位置づけが変わり、運送人は、航海のすべての期間において船舶の堪航性に影響するすべての事由について責任を負うことになる可能性があります。このことは、HVR よりも好ましくない条件に相当し、生じたクレームがクラブの危険担保の範囲外に置かれることとなります。

したがって、メンバーの皆様には、堪航性の継続的な保証を与える条件で契約することに伴う危険担保に対する潜在的な影響を熟考し、これに基づいて確定する前にマネジャーのアドバイスを求めることを推奨いたします。

国際 P&I グループに加入するすべてのクラブが同様のサーキュラーを発行しています。

ご質問やご意見がございましたら、ロンドンオフィスの [Helenka Leary](mailto:Helenka.Leary@gard.no) もしくはガードジャパン (gardjapan@gard.no) までお問い合わせください。

敬具

GARD AS



Rolf Thore Roppestad
CEO (最高経営責任者)

本情報は一般的な情報提供のみを目的としています。発行時において提供する情報の正確性および品質の保証には細心の注意を払っていますが、Gard は本情報に依拠することによって生じるいかなる種類の損失または損害に対して一切の責任を負いません。

本情報は日本のメンバー、クライアントおよびその他の利害関係者に対するサービスの一環として、ガードジャパン株式会社により英文から和文に翻訳されています。翻訳の正確性については十分な注意をしておりますが、翻訳された和文は参考上のものであり、すべての点において原文である英文の完全な翻訳であることを証するものではありません。したがって、ガードジャパン株式会社は、原文との内容の不一致については、一切責任を負いません。翻訳文についてご不明な点などありましたらガードジャパン株式会社までご連絡ください。